

From 東日本建設業保証(株)山形支店からのお知らせ

山形県建設業協会 会員企業の皆様へ

中間前払金保証のご案内

中間前払金とは、当初の前払金（請負代金の4割）に加え、工期半ばで請負代金の2割を追加して請求できる前払金のことをいいます。

(例)

◆保証料は？ → 格安！

中間前払金額に対し、
一律0.065%！

請負金額	中間前払金額 (請求金額)	保証料
500万円	100万円	600円
1,000万円	200万円	1,300円
3,000万円	600万円	3,900円
5,000万円	1,000万円	6,500円

◆申込手続きは？ → とにかく簡単！

- ①お客様からの認定請求に基づき、発注者より認定調書が発行されます。
(部分払のような出来高検査はありません)
- ②認定調書(写)を添えてお申込みください。
用途内訳明細書の支払先等の記入は不要！定型書式で提出するだけ！
- ③入金後すぐ現金一括で払出しできます。
金融機関への証明資料(請求書・領収書等)の提示は不要！

◆利用できる発注者は？ → 国、県、県内全市町村！

国土交通省、農林水産省など国の機関、山形県、県内全市町村の工事でご利用いただけます。

※ 対象工事、認定請求書類は発注者ごとに異なります。

手続きなど遠慮なくお問合せください。詳しくご案内いたします。



東日本建設業保証(株) 山形支店

お客さま相談係：松岡、出来田

山形県山形市あさひ町18-25 山形県建設会館2階

TEL 023-622-6625 FAX 0120-027-246